

## 援護関係 献血推進 民生委員・児童委員 災害弔慰金 災害障害見舞金 災害見舞金

### 1. 援護関係

戦没者等の遺族や戦傷病者に対しては、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法などに基づく援護があり、遺族年金・扶助料や特別弔慰金の支給などがあります。

＊現在受付中の特別弔慰金は次のとおりです。

戦傷病者等の妻に対する特別弔慰金（請求期間：平成 26 年 9 月 30 日まで）

また、戦傷病者には戦傷病者特別援護法による補装具の支給（修理）をしています。

### 2. 献血推進事業

本市は、事業所、学校、婦人会、自治会その他の団体の協力のもとに献血を推進し、年間採血計画に基づき、献血協力団体に依頼して、献血推進に努めています。

平成 23 年度献血実績（移動採血車）

区 分	200 cc	400 cc	成 分	合 計
岩国市	215 人	4,810 人	0 人	5,025 人

### 3. 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法によって設置が定められ、児童委員・主任児童委員は、児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねることとなっています。また、民生委員・児童委員の中に、児童福祉問題を専門に担当する「主任児童委員」が設置されています。

厚生労働大臣が委嘱し、任期は 3 年間で、給与の支給はありません。

民生委員・児童委員は基本活動として、①社会調査 ②相談 ③情報提供 ④連絡通報 ⑤調整 ⑥生活支援 ⑦意見具申などを行っています。

民生委員・児童委員の組織としては、市内 23 地区に民生委員児童委員協議会（民児協）が設置され、さらに岩国市民生委員児童委員協議会が組織されています。

市及び地区民児協では、毎月 1 回以上定例会議を開催し、民生委員・児童委員同士の連携・協働をすすめるとともに、地域の生活関連情報の共有や福祉課題の分析や支援の検討などを行っています。

## ☆岩国市の民生委員・児童委員数

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

	男性	女性	計	(定数)
民生委員・児童委員 (地区担当)	204 人	159 人	363 人	(367 人)
主任児童委員	11 人	29 人	40 人	(40 人)
合 計	215 人	188 人	403 人	(407 人)

## 4. 災害弔慰金、災害見舞金等

## (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金

## ① 災害弔慰金

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定されている災害（暴風、洪水、地震等の自然現象により、市内において住居の滅失した世帯が 5 以上ある災害等）により死亡された場合には災害弔慰金が遺族に支給されます。

- ・生計維持者が死亡した場合 500 万円
- ・その他の者が死亡した場合 250 万円
- 平成 21 年度 支給件数 1 件
- 平成 22 年度 支給件数 0 件
- 平成 23 年度 支給件数 0 件

## ② 災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定されている災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢肘関節以上切断等、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる障害）がある市民に対し、災害障害見舞金が支給されます。

- ・世帯の生計を主として維持していた方の場合 250 万円
- ・その他の場合 125 万円
- 平成 21 年度 支給件数 0 件
- 平成 22 年度 支給件数 0 件
- 平成 23 年度 支給件数 0 件

### ③ 災害援護資金

災害救助法が適用された自然災害により住居、家財に被害を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付制度があります。

- ・貸付限度額 1世帯あたり 150万円から 350万円

(被害の状況等によって限度額が異なります。)

- 平成 21 年度 貸付件数 0 件
- 平成 22 年度 貸付件数 0 件
- 平成 23 年度 貸付件数 0 件

### (2) 岩国市災害見舞金

市内に発生した火災、風水害、地震、その他異常な自然現象による災害により、市民が被害を受けた場合、市から災害見舞金が支給されます。

- |                 |      |           |
|-----------------|------|-----------|
| ・住家の全焼、全壊又は流失   | 1 世帯 | 100,000 円 |
| ・住家の半焼又は半壊      | 1 世帯 | 50,000 円  |
| ・住家の床上浸水        | 1 世帯 | 30,000 円  |
| ・死亡された場合        | 1 人  | 100,000 円 |
| ・一か月以上の負傷をされた場合 | 1 人  | 30,000 円  |

※ 死亡及び負傷の認定、住宅の被害程度については、「災害認定基準について」(平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号)に基づいて判定します。また、災害見舞金は、災害弔慰金、災害障害見舞金が支給される場合は支給されません。

- 平成 21 年度 支給額 1,700,000 円 (床上浸水 10 件・全焼 11 件・死亡 3 件)
- 平成 22 年度 支給額 750,000 円 (全焼 7 件・半焼 1 件)
- 平成 23 年度 支給額 630,000 円 (全焼 5 件・半焼 2 件・一か月以上の負傷 1 件)